

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

医療法人渡辺会 大洗海岸病院

【原則】

- ・保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険調剤薬局からの疑義照会に関して、包括的に医師の同意がなされたものとして、プロトコルを適用する項目の対応を認める(薬剤師法第23条第2項)。
- ・アドヒアランス向上に資する安定性・利便性向上のための変更とする。
- ・処方に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- ・医療用麻薬や抗がん剤については対象外とする。
- ・患者に十分な説明(服用方法、安定性、患者負担額等)を行い、同意を得た上で変更する。

【処方変更・調剤後の連絡】

- ・プロトコルに基づき処方変更した場合は処方箋のコピーに詳細の記載をし、大洗海岸病院の外来医事課へ提出又は、下記のFAX番号に送信すること。

大洗海岸病院 外来医事課 FAX：029-264-5702

それ以外の疑義照会については従来通り病院への電話連絡とする。

【プロトコル合意事項】

1. 成分名が同一の銘柄変更

例 グラクティブ錠⇔ジャヌビア錠

アレンドロン酸錠 35mg「日医工」→ボナロン錠 35mg

※後発品から先発品への変更も可能とする。

2. 剤形の変更

・OD錠⇔錠

・錠剤⇔散剤 ※成分の含有量が同量となるように変更する。

3. 別規格製剤がある場合の処方規格変更

例 アムロジピン錠 5mg1回2錠⇔アムロジピン錠 10mg1回1錠

※リリカ®(プレガバリン)やタリージェ®(ミロガバリン)は服用錠数を調節する可能性があり、原則処方規格変更は行わない。

4. 用法の変更

例

- ・漢方薬の用法が「食後」の場合、「食前」に変更
- ・ビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合、「起床時」に変更
- ・グーフイス等の適正用法が「食前」の薬品については、「食前」に変更

5. 外用薬用法の追記(処方箋内の用法指示が空白の場合)

(1) 用法(使用回数・部位・タイミング等)が口頭のみで指示されている場合

- ・添付文書上、適正な場合はその指示を追記する。

(2) 口頭での指示がない、または不明な場合

- ・添付文書上の用法を追記する。

6. 一包化指示の追加および削除

- ・一包化不可のコメントがある場合を除く。
- ・患者やその家族等の希望、アドヒアランス不良が改善されると判断できる場合に限る。

7. 処方日数の適正化

(1) 残薬調整

- ・薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整して調剤すること(外用薬の本数の変更も含む)。

- ・処方日数(数量)は次回の処方漏れを防ぐため最低 1 日分残るように調節する。

(2) 処方日数が必要日数に満たないと判断された場合の処方日数の延長

- ・日数の延長は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。
- ・増量調整については、薬剤の追加はしないこと。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする。

2026 年 5 月 1 日